

市では、人事行政運営の公正性、透明性を高めることを目的とした「犬山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しており、今回この条例に基づき令和5年度の状況を公表します。
 なお、職員の給与に関する詳細、定員管理関係については全国統一様式により令和7年4月に市ホームページで公表します。
 問合せ先：総務課（TEL0568-44-0302）

犬山市における人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況（令和5年4月1日～令和6年4月1日）

令和5年4月1日現在	退職者数	採用者数	令和6年4月1日現在
573 人	13 人	28 人	588 人

(2) 部門別職員の状況と増減数（各年4月1日）

部 門	職 員 数		増 減 数
	令和5年	令和6年	
一般行政部門	380 人	388 人	8 人
特別行政部門（教育・消防）	145 人	151 人	6 人
公営企業等部門（上下水道・介護・国保等）	48 人	49 人	1 人
計	573 人	588 人	15 人

(3) 臨時職員等の雇用の状況（令和6年4月1日現在）

短時間再任用	パートタイム 会計年度任用職員	フルタイム 会計年度任用職員	臨時的任用職員	嘱託員
16 人	587 人	72 人	0 人	2 人

2 職員の給与の状況

(1) 職員人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 （令和5年度末）	歳出総額（A）	人件費（B）	人件費比率 （B/A）	（参考）令和4年度の 人件費比率
71,521 人	29,121,889 千円	5,279,202 千円	18.1 %	18.5 %

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	202,400 円	214,400 円
	高校卒	170,900 円	180,700 円

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41 歳 0 月	326,200 円	415,900 円

(4) 職員手当の状況（令和6年4月1日現在）

手当の種類	内 容			
扶 養 手 当	扶養親族1名につき…3,500円～10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき加算…5,000円			
地 域 手 当	支給率…6%			
住 居 手 当	借家、借間…家賃額に応じて支給（限度額は月額28,000円）			
通 勤 手 当	①交通機関利用者…6ヶ月定期等の最も経済的な額（限度額は月額55,000円） ②交通用具利用者…距離に応じて2,000円～31,600円の範囲内の額 （通勤距離が片道2Km未満の職員については支給対象外）			
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難その他特殊な勤務についた時に支給 …1日若しくは1回当たり150円～2,000円			
期 末 勤 勉 手 当	（令和5年度実績）		6月期	12月期
	期末手当	1.20 (0.675) 月分	1.25 (0.70) 月分	2.45 (1.375) 月分
	勤勉手当	1.00 (0.475) 月分	1.05 (0.50) 月分	2.05 (0.975) 月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ※（ ）内は、再任用短時間勤務職員の支給率			
退 職 手 当	（支給率）	勤続20年	勤続25年	勤続35年
	自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分
	定 年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分
管 理 職 手 当	部長級…82,200円 課長級…66,400円 課長補佐級…51,900円			

(5) 臨時職員等の報酬の状況 (令和6年4月1日現在)

代表的な職種	一般事務	保育士	児童厚生員	学校事務員	学校非常勤講師
1時間当たりの報酬	1,105 円	1,195 円	1,195 円	1,105 円	2,020 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

- ・勤務時間 午前8時30分～午後5時15分 (1日7時間45分、週38時間45分)
- ・休憩時間 午後0時00分～午後1時00分 (60分間)
- ・交代勤務 週38時間45分で勤務を割振り (消防署など)

(2) 休暇等の概要

- ・年次休暇 令和5年度平均取得日数：13.3日
- ・病気休暇 職員が負傷又は疾病のため療養する必要最小限度の期間 (最大：90日間)
- ・特別休暇 公民権の行使、骨髄提供、ボランティア活動、結婚、産前産後、出産介助、家族・子どもの介護、忌引、父母の祭日、長期勤続リフレッシュの各休暇

(3) 育児休業及び介護休暇の取得状況

- ・育児休業 子どもが3歳に達するまでの間、養育するために取得
 - ・介護休暇 同居する配偶者や親族を2週間以上にわたり介護するために取得
- ※いずれの休業もその期間中は無給

区 分	育 児 休 業			介 護 休 暇 令和5年度 取得職員
	令和5年度に新たに取得可能となった職員 対象職員	取得職員	前年度から継続して 取得している職員	
男性職員	12 人	2 人	0 人	0 人
女性職員	9 人	9 人	18 人	0 人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分は、公務能率の維持を目的として、職員本人の意に反してその身分に不利な変動をもたらす処分です。

分限処分 (令和5年度)

区 分	分限の種類	免職	休職	降任	降給
勤務実績が良くない場合		0	0	0	0
心身の故障等		0	12	0	0
職に必要な適格性を欠く場合		0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合		0	0	0	0
その他		0	0	0	0

(2) 懲戒処分

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するため、職員の道義的責任を追及して行う処分です。

懲戒処分 (令和5年度)

区 分	懲戒の種類	免職	停職	減給	戒告
給与・任用に関する不正		0	0	0	0
一般服務違反関係		0	0	0	0
一般非行関係		0	0	0	0
取賄等関係		0	0	0	6
道路交通法違反		0	0	0	0
監督責任		0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

職員は営利企業に従事することは制限されています。ただし、公務の遂行に悪影響を及ぼさないものについては、任命権者の許可を受けて従事することができます。

営利企業等従事許可の状況 (令和5年度)

区 分	申請件数	許可件数
会社等の役員の地位を兼ねる場合	0 件	0 件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0 件	0 件
報酬を得て、事業または事務に従事した場合	13 件	13 件

6 職員の研修の状況

令和5年度犬山市職員研修計画に基づく研修実績

区 分	主 な 研 修 内 容	受講職員数
愛知県市町村振興協会 研修センター	一般研修	23 人
	専門研修	39 人
尾張五市二町研修協議会	階層別研修（統括主査以下）	83 人
公的機関派遣研修	市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、 国土交通大学校	11 人
その他派遣研修	愛知県実務研修、姉妹都市派遣研修等	36 人
市自主研修	若手職員研修、人事評価制度研修、 ハラスメント防止研修、新規採用予定者研修等	624 人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理等に関する状況(令和5年度)

区 分	受診職員数
定期健康診断	166 人
人間ドック	404 人

臨時職員等の健康診断受診者数	249 人
----------------	-------

(2) 共済制度等の状況

・共済制度

加入組織：愛知県市町村職員共済組合

目 的：職員の福祉向上と生活の安定

制 度：短期給付（健康保険制度）・長期給付（年金制度）

・互助会制度

組織名称：犬山市職員互助会

目 的：職員の福利厚生

事業費：16,027,292円

市補助金：4,464,364円（補助率：補助率：補助対象事業費の1/2※人間ドック
事業に係る経費にあつては1/4）

(3) 公務災害等の発生状況(令和5年度)

区 分	発 生 件 数	
	傷 病	死 亡
公務災害	3 件	0 件
通勤災害	0 件	0 件

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して市の当局により適切な措置がとられるべきことを要求することができます。

令和5年度の状況は次のとおりです。

年度当初係属件数	年度中要求件数	年度中処理件数	年度末係属件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

令和5年度の状況は次のとおりです。

年度当初係属件数	年度中請求件数	年度中処理件数	年度末係属件数
0 件	0 件	0 件	0 件

9 人事評価制度の状況

「業績評価」「能力態度評価」より、職員の勤務実績や職務に関連する能力、態度等を公平かつ統一的に把握し、職員の人材育成を図ります。優秀評価者には手当への反映を実施します。

評価対象者：休職、育児休業等の職員を除く全正規職員

評価期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日（評価基準日 1月1日）

10 退職管理の状況

犬山市職員の退職管理に関する条例及び規則（平成28年4月1日施行）に基づき、退職の日から2年間は、離職前5年間の職務に属するものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求すること、又は依頼することを禁止しています。また、一定の職位以上で退職した者については、離職後2年間は再就職先等を届け出るよう義務付けています。